

平成22年度の

市・県民税が決まりました

今年度の市・県民税納税通知書は、6月14日付けで発送します。
給与から市・県民税が引き落としされるかたには、事業所を通じて税額の通知書が配布されます。

お問い合わせ
税務課市民税係
☎43-7033

市・県民税のしくみ

均等割

一定額 (4,800円)

+

所得割

所得に応じて金額が
決定されます。

=

市・県民税

普通徴収は年4回、給与特別徴収は年12回、
年金特別徴収は年6回で納付します。
※就職・退職した場合などは回数が変わります。

所得割額の計算のしかた

収入

- ・給与収入
- ・事業収入
- ・年金収入 等々

-

必要経費等

- ・給与所得控除
- ・事業経費
- ・公的年金控除 等々

=

①所得金額

※一時所得や総合譲渡所得等
には特別控除後や、さらに
2分の1の金額とするなど
の規定があります。

①所得金額

-

所得控除額

- ・基礎控除
- ・扶養控除
- ・配偶者控除
- ・社会保険料控除
- ・医療費控除 等々

=

②課税所得金額

(千円未満切り捨て)

(算出所得割額)

②課税所得金額

×

税率

市民税 6%・県民税 4%

-

税額控除

- ・配当控除
- ・調整控除
- ・住宅借入金等
特別税額控除
- ・寄附金税額控除 等々

配当割額または
株式等譲渡所特
の控除

計算の例

●課税所得金額が300万円の場合の算出所得割額

300万円×6% = 18万円 (市民税)
(課税所得金額) (税率)

300万円×4% = 12万円 (県民税)
(課税所得金額) (税率)

=

所得割額

※分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

用語解説

市・県民税

前年中の所得金額に基づき納める地方
税で、均等割と所得割の合計額で計算
します。住民税とも言います。

※就職した年は、前年に所得が無ければ
市・県民税は課税されませんが、退職
した年は、現時点で所得が無くても、
前年の所得に基づいて課税されます。

均等割

行政施策に要する費用の一部を、均等
に負担する趣旨で設けられています。
前年中の所得金額が一定以上のかたが
負担する税金です。

所得割

前年の所得に基づき算出する税金です。
所得税を基準に所得を求めますが、控
除額は所得税と異なります。

普通徴収

市・県民税を、6月・8月・10月・翌年
1月の年4回、納付書または口座振替
で納付する方法です。

特別徴収

給与所得者や年金受給者が対象です。
給与所得者の場合、事業所が市・県民
税を毎月の給料から引き落としして市に
納付する方法です。6月から翌年5月
までの12回で全額納付します。

年金受給者は、年6回の年金から、4
月・6月・8月の仮徴収分と10月・12
月・翌年2月の本徴収分が引き落とし
されます。新たに年金から引き落とし
されるかたは、6月と8月は普通徴収
で納付し、10月・12月・翌年2月は年
金から引き落としされます。

市・県民税の年金からの引き落とし(特別徴収制度)は、納税方法を変更するもので新たな税負担が生じるものではありません。